

2010年1月7日 全7頁

独禁法の株式取得の事前届出

制度調査部
堀内勇世

[要約]

- 独禁法では、会社による株式取得に関して、事前届出制度が導入され、今年から施行された。
- 株式取得会社（企業結合集団の国内売上高合計額が200億円超となる会社。）が、株式発行会社（子会社を加えた国内売上高の合計額が50億円超となる会社。）の株式を取得する場合で、取得後に株式取得会社の企業結合集団の保有する議決権の割合が20%、50%を超える場合には、事前に公正取引委員会に届出をしなければならない、というものである。

I. 独禁法と会社による株式取得

1. 株式取得の一般的な制限

○独禁法^(注1)^(注2) 10条1項で、会社^(注3)が他の会社の株式^(注4)を取得することに関して、次のように一般的な制限を課している^(注5)^(注6)。

会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

(注1) 「独禁法」とは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」のことである。「独占禁止法」とも略称される。

(注2) 2010年（平成22年）1月1日から施行された改正独禁法に基づいている。以下同じ。なお、改正独禁法については、以下のレポートなど参照。

・「改正独禁法の施行日」（堀内勇世、2009.10.29作成）

(注3) 外国会社を含む。独禁法9条2項参照。

(注4) 社員の持分を含む。独禁法9条1項参照。

(注5) 株式取得に関しては、独禁法9条（持株会社などにかかわる事業支配力の過度の集中規制）、11条（銀行などの株式保有5%ルール等）などにも注意。

(注6) 次の「株式取得の事前届出」の対象でなくとも、独禁法10条1項の規制対象となりうる。

2. 株式取得の事前届出

○独禁法 10 条 2 項で、会社が他の会社の株式取得する際、一定の基準に当たる場合には、公正取引委員会に事前に届出しなければならないとされている。

○簡単に述べれば、次のとおりである。

「株式取得会社」（企業結合集団の国内売上高合計額が 200 億円超となる会社。取得する側。外国会社も含む。）が、**「株式発行会社」**（子会社を加えた国内売上高の合計額が 50 億円超となる会社。取得される側。外国会社も含む。）の株式を取得する場合で、取得後に株式取得会社の**企業結合集団の保有する議決権の割合が 20%、50%を超える場合には、事前に公正取引委員会に届出**をしなければならない。

II. 株式取得の事前届出の概要

○会社による株式取得の事前届出制度の概要を述べる^(注7)。

(注7) 詳細については、法令の条文などを参照。また、独禁法 10 条 2 項の株式取得の事前届出制度は、経過措置により、2010 年（平成 22 年）1 月 31 日以降に行う株式取得から適用されるとされている。

○ここでは、参照すべき法令を掲げる際の略称は、次のとおりである。

独禁法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令
企業結合届出規則	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則

○また、ここでは、2009 年 10 月 23 日に公表された、「独占禁止法施行令及び公正取引委員会規則等の一部改正案に対して提出された意見及び公正取引委員会の考え方」（以下、「考え方」）^(注8)も参照する。

(注8) 公正取引委員会の次のホームページ参照。

→ <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.october/091023betten3.pdf>

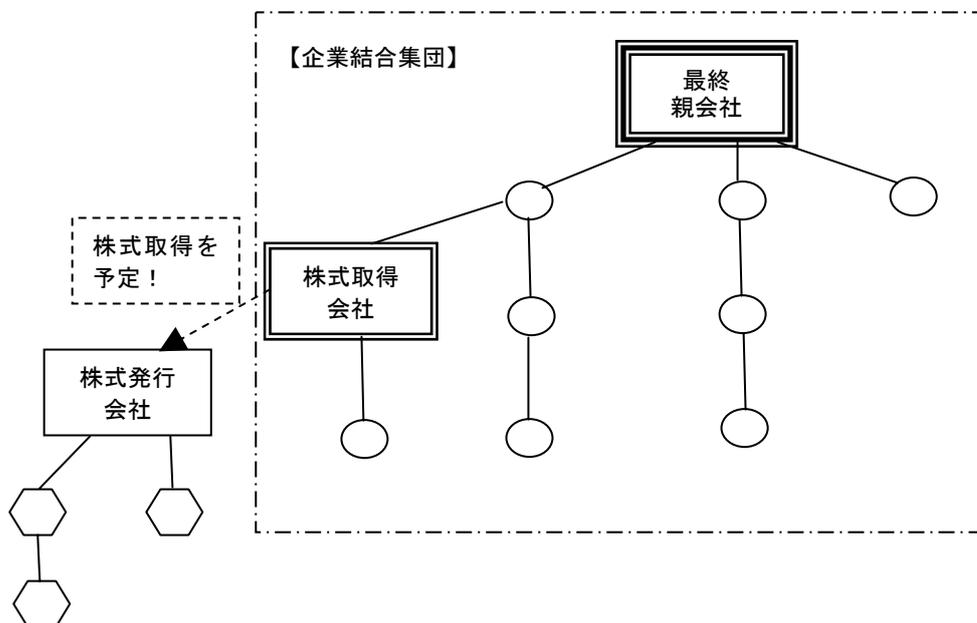
1. 株式取得会社（株式を取得する会社）

- 「**株式取得会社**」とは、他の会社の議決権を取得しようとしている会社のうち、その会社が属す企業結合集団の国内売上高合計額が200億円超となる会社のことである。（独禁法10条2項、施行令16条1項・2項）
- なお、組合（民法上の組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合など）の組合員が組合財産として株式発行会社の株式を取得しようとする場合には、当該組合の直接の親会社がすべての株式を取得するとみなす。（独禁法10条5項）

(1) 企業結合集団

- 企業結合集団**とは、株式取得会社の最終親会社とその子会社からなる企業集団のことである。（独禁法10条2項）
- ここでいう、**最終親会社**とは、ある会社の親会社のうち他の会社の子会社になっていない会社のことである。（企業結合届出規則2条の2第3項）

図表1 企業結合集団などの一例



（出所）大和総研制度調査部作成

（記号等の説明）「株式取得会社」と「白丸」は、最終親会社の子会社。また、「六角形」は、株式発行会社の子会社。

(2) 親会社、子会社

- この場合の**親子関係**は、いわゆる**実質基準**によって判定することになっている。その詳細は、企業結合届出規

則 2 条の 9 で規定されている。（独禁法 10 条 6 項・7 項、企業結合届出規則 2 条の 9）

- 「考え方」では、この親子会社に関する「企業結合届出規則 2 条の 9」について、次のような記述がある（2 箇所引用）。次の実線で囲まれた部分が、その引用である。（「考え方」13、14 ページ参照。）

<意見の概要>	<考え方>
<p>○ 規則案第 2 条の 9 第 3 項に定義されているその他の当該会社とその経営を支配している会社等とは財務諸表等の用語、様式及び作成法に関する規則第 8 条第 3 項及び第 4 項に規定されている会社と同じと考えてよいか。差異ある場合はご教示されたい。（事業者）</p>	<p>○ 規則案第 2 条の 9 に定めるものは、財務諸表等規則等の親子会社の概念とほぼ同様の規定となっていますが、法人格のない組合についての考え方等異なる点もあります。</p>

<意見の概要>	<考え方>
<p>○ 親子会社の考え方として、会社法及び会社法施行規則に定める定義をそのまま取り入れたものと思われるが、そうだとすれば、会社法に則している限り独占禁止法上の届出違反が生じることのないように、会社法又は会社法施行規則が改定された場合には、公正取引委員会規則もそれと同時に改定されることとなるとの理解でよいか。（団体）</p>	<p>○ 規則案第 2 条の 9 に定めるものは、会社法施行規則等とほぼ同様の規定となっていますが、独占禁止法の趣旨に照らし必要に応じて改正を行っていくものと考えています。</p>

- これらは、親子会社に関する「企業結合届出規則 2 条の 9」は、「財務諸表等の用語、様式及び作成法に関する規則」や「会社法施行規則」とほぼ同じだが、法人格のない組合についての考え方等異なる点もあるとしている^(注 9)。

(注 9) 藤井宣明・稲熊克紀編著「逐条解説 平成 21 年改正独占禁止法」（商事法務、2009 年）の 120 ページによれば、例えば、『会社法施行規則等とは異なり、法人格のない組合の場合においては、議決権ではなく「業務執行決定権限」の割合によって親会社か否かを判断することが明記されている。』と記載されている。

(3) 国内売上高合計額

- 国内売上高合計額**^(注 10)とは、株式取得会社の企業結合集団に属する会社等（最終親会社とその子会社）のそれぞれの国内売上高^(注 11)の合計額のことである。（独禁法 10 条 2 項、企業結合届出規則 2 条の 2、2 条の 3）

(注 10) 「国内売上高合計額」の計算の仕方は、企業結合届出規則 2 条の 2、2 条の 3 で規定されている。そこでは、連結財務諸表等を利用した方法も規定している。

(注 11) 「国内売上高」については、独禁法 10 条 2 項、企業結合届出規則 2 条で規定されている。原

則として、会社等の最終事業年度における売上高（銀行業及び保険業を営む会社等については経常収益、第一種金融商品取引業を営む会社等については営業収益）のうち、国内消費者が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合における当該取引にかかる売上高などを合計したものとされている。

2. 「株式発行会社」（株式を取得される会社）

○**株式発行会社**とは、株式が取得されようとしている会社のうち、子会社を加えた国内売上高の合計額^(注12)が50億円超となる会社のことである。（独禁法10条2項、施行令16条2項）

（注12）「国内売上高の合計額」の計算の仕方は、企業結合届出規則2条の4、2条の5で規定されている。そこでは、連結財務諸表等を利用した方法も規定している。また、「国内売上高」については、「（注11）」参照。

3. 届出が必要となる場合

○株式を取得する場合で、取得後に株式取得会社の**企業結合集団の保有する議決権の割合が20%、50%を超える場合**に、株式取得会社は事前に公正取引委員会に届出をしなければならない。（独禁法10条2項、施行令16条3項）

○この場合の保有する議決権には、以下のものは含まれないとされている。（独禁法10条3項・4項）

- ①金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）^(注13)
- ②銀行業又は保険業を営む会社が保有する他の国内の会社（いわゆる事業会社）の株式に係る議決権^(注14)
(注15)
- ③第一種金融商品取引業を営む会社が業務として保有する株式に係る議決権

（注13）金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権を委託者又は受益者が行使できる場合、又はその行使について受託者に指図を行うことができる場合には、**受託者が保有する議決権とはならない**ということである。また、この場合、委託者又は受益者が保有する議決権となる（ただし、投資信託及び投資法人に関する規定により、会社が投資信託委託会社としてその行使について指図を行う議決権は除かれる。企業結合届出規則2条の8）。藤井宣明・稲熊克紀編著「逐条解説平成21年改正独占禁止法」（商事法務、2009年）の113～116ページ参照。

（注14）「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する保険業を営む会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則」を参照。

（注15）独禁法11条により、銀行業又は保険業を営む会社による他の国内の会社（いわゆる事業会社）

の株式に係る議決権の保有は、原則として、銀行業は5%以下に、保険業は10%以下に制限されている。

○あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合には、事前届出が免除されている。例えば、株式分割で取得する場合などが規定されている。（独禁法 10 条 2 項ただし書き、企業結合届出規則 2 条の 7）

4. 取得禁止期間など

○届出を行った会社は、**届出受理の日**（受付日・提出日ではないことに注意）**から 30 日を経過するまでは**、当該届出に係る**株式の取得をしてはならない**（【いわゆる取得禁止期間（待機期間）】）。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。（独禁法 10 条 8 項）

○公正取引委員会は、独禁法 10 条 1 項違反がある場合、排除措置命令^(注16)を出すことになる。この場合、株式取得の事前届出が行われたときには、原則として、前記の取得禁止期間に排除措置命令の事前通知をしなければならない。ただし、届出受理後、取得禁止期間内に、審査に必要な報告、情報又は資料の提出を求めた場合には、届出受理後 120 日を経過した日と公正取引委員会が提出を要請した追加報告等を受理した日から 90 日を経過した日のいずれか遅い日までに、公正取引委員会は排除措置命令の事前通知をしなければならない^(注17)。（独禁法 10 条 9 項・10 項）

（注 16）独禁法 10 条 1 項違反がある場合の「排除措置命令」とは、「株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずること」（独禁法 17 条の 2 第 1 項）である。

（注 17）排除措置命令の事前通知の期間については、虚偽記載などがある場合の例外もある。（独禁法 10 条 9 項・10 項）

5. 罰則

○独禁法 10 条 2 項に違反して事前の届出をなさなかった場合、又は虚偽の記載をした場合、取得禁止期間内にもかかわらず株式を取得した場合には、その者に 200 万円以下の罰金が科されることがある。（独禁法 91 条の 2 第 3 号・第 4 号）

○会社の代表者や従業員が、上記の違反行為をなした場合、その会社にも 200 万円以下の罰金が科されることがある。（独禁法 95 条 1 項 3 号）

Ⅲ. 参考資料

1. 独禁法 10 条 2 項の「株式取得の事前届出」制度に関するもの

(1) 関連書籍

○例えば、以下のものが存在する。

- ・藤井宣明・稲熊克紀編著「逐条解説 平成 21 年改正独占禁止法」（商事法務、2009 年）

(2) 公正取引委員会のホームページ掲載資料（執筆時）

○株式取得の事前届出制度導入にかかわる法令の新旧対照表など

→ <http://www.jftc.go.jp/dk/h21kaisei/h21kaisei.html>

○株式取得の事前届出制度にかかわる Q & A

→ <http://www.jftc.go.jp/ma/qaindex2.html>

○株式取得の事前届出制度にかかわる様式や記載要領

→ <http://www.jftc.go.jp/ma/youshiki/kaiseiyoushiki.html>（様式）

→ <http://www.jftc.go.jp/ma/youryou/kaiseiouryou.html>（記載要領）

2. TOB と株式取得の事前届出

(1) 公正取引委員会のホームページ掲載資料（執筆時）

○「考え方」（「独占禁止法施行令及び公正取引委員会規則等の一部改正案に対して提出された意見及び公正取引委員会の考え方」）の 29 ページ、30 ページ

→ <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.october/091023betten3.pdf>（「（注 8）」の記載の再掲）

(2) 金融庁のホームページ掲載資料（執筆時）

○TOB（公開買付け）は株式の取得という面を有し、独禁法 10 条 2 項の「株式取得の事前届出」の影響も受ける。そこで、金融庁は、担当する金融商品取引法分野の観点から、2009 年（平成 21 年）11 月 26 日、『「株券等の公開買付けに関する Q & A」の追加について』という形で、関連資料を公表している。

→ http://www.fsa.go.jp/policy/m_con/20091126.html